



日本ワクチン学会 ニュースレター

vol.21

目 次

1. 第15回日本ワクチン学会学術集会を終えて
第15回学術集会会長 中山 哲夫……………2
2. ワクチン関連トピックス
 - 1) トピックスI『ワクチンの安全対策について』……………3
 - 2) トピックスII『ワクチンの国家検定へのSLP審査制度の導入』……………4
3. 第16回日本ワクチン学会学術集会のお知らせ(第1報)
第16回学術集会会長 清野 宏……………6
4. 第7回高橋賞募集のご案内……………6
5. 会員会告
 - 1) 2011年度第1回日本ワクチン学会理事会議事録(2011年4月22日)……………7
 - 2) 2011年度第1回Vaccine誌編集委員会議事録(2011年4月22日)……………9
 - 3) 年会費変更のお知らせ……………11

§ 第 15 回日本ワクチン学会を開催して

第 15 回学術集会会長

中山 哲夫

北里生命科学研究所 ウイルス感染制御

震災・津波・原発と大変な出来事が重なり我が国だけでなく世界にも激変が起こった 2011 年も過ぎてしまいました。第 15 回日本ワクチン学会は日本教育会館で 2011 年 12 月 10 - 11 日(土、日)と暮れの慌ただしい時期にもかかわらず 926 名と過去最多の先生方が参加していただき無事に開催することができました。ただ、ワクチン学会の創生期から御盡力いただき御指導いただきました神谷先生のお姿がなかったことが非常に残念なことでした。一般演題も 84 演題の応募をいただき、ランチョン教育セミナー、教育講演、イブニングセミナーと熱気あふれる学会となりました。プログラム委員の先生方、演者、座長の皆様をはじめとした多くの先生方の御支援、御協力に感謝いたします。

ワクチン学会の参加者は年々増加しワクチンに対する関心・期待が高まっておりますが、学会員でない製薬企業の方をはじめとした関連分野の方々の参加が増加しています。一時のブームで終わらないように、また、更なるワクチン学会の発展のためには学会活動、研究活動、開発研究の地盤固めをする必要があるように思いました。予想外の参加人数の増加で準備、運営、進行にと皆様にご不便をおかけしましたことを申し訳なくおもっております。

「もうちょっと効くインフルエンザワクチンの開発を目指して」、「感染症・ワクチン：教育と啓発」と 2 題のシンポジウムを開催しました。もうちょっと効くインフルエンザワクチンは会

員のみならず一般の人たちも望むところであり、50 年ほど前から叫ばれていることでそろそろ新たな概念に基づくインフルエンザワクチンの開発を真剣に考える時期にあると思います。新たな試みとして教育と啓発のシンポジウムは公開シンポジウムとしました。養護教諭の先生方をはじめとした他業種の先生方も参加していただきましたが宣伝が十分ではなく参加者は期待したほど伸びませんでした。次世代を担う子供達の教育、一般の人達の啓発は今後も取り組んでゆく課題であると思います。今回のシンポジウムで養護教諭の先生方の役割が重要あることを共通認識できたことで、具体的な地域での活動も報告されましたので子供達を地域で守る考え方も参考になったかと思えます。

ワクチンは基礎研究、開発研究、製造研究だけではなく接種に携わる臨床医、メディア、ワクチン政策、教育、啓発にかかわる専門職の人達が「V P D はワクチンで守る」意識を共有し十分に話しあうことが求められているとおもいます。このことが鈴木寛先生のいわれた「熟議」(広辞苑ではよくよく評議する)することであるとおもいます。まだまだ、日本のワクチン関連領域は熟議するほど熟成されたものではなくワクチン学会としても熟議に耐えるエビデンスを積み重ねる努力が必要となります。第 16 回の学会は東京大学医科学研究所の清野先生が横浜で開催されます。

今後ともよろしく願いいたします。

§ ワクチン関連トピックス

トピックス I

「ワクチンの安全対策について」

(独) 医薬品医療機器総合機構 佐藤淳子

平成 21 年の新型インフルエンザ（現インフルエンザ (H1N1) 2009）ワクチン接種事業並びに子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種緊急促進事業については、副反応が認められた場合には、医療機関から厚生労働省に直接報告することとされた。従来の季節性インフルエンザワクチンの副反応については、都道府県を介して、シーズン終了後にまとめて厚生労働省に報告されていたが、新型インフルエンザについては、従来の季節性インフルエンザと重篤度が異なる可能性もあったことから、適時適切な評価実施のために上記のような対策が取られたところである。子宮頸がん予防ワクチン等については、新規のワクチンであり、国内における安全性情報が限られていたことから、安全性情報の効率的な収集のために、新型インフルエンザと同様のシステムにおいて情報収集が行われている。いずれのワクチンについても、報告された副反応については、医薬品医療機器総合機構、医薬品等安全対策部会安全対策調査会・予防接種後副反応検討会（以下、安全対策調査会）による評価を行い、その結果については厚生労働省にて速やかな公開を行っている¹⁾。

新型インフルエンザワクチンについては、呼吸器疾患等の基礎疾患を有する患者において死亡症例が複数報告されたが、個別症例の副反応報告のみでは得られる情報が限られており、基礎疾患を有する患者がハイリスク集団か否かを判断することは困難であったことから、疫学的な調査が実施されるに至った²⁾。その調査の結果が、平成 23 年 7 月 13 日の安全対策調査会にて議論され、間質性肺炎や慢性閉塞性呼吸器疾患が新型インフルエンザワクチンが死亡リスクを上昇させているとはいえないと報告されている³⁾。

また、小児用肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチンについては、これらのワクチンの同時接種時に複数の死亡例が報告されたことから、一時、これらのワクチンの接種を見合わせる事となり⁴⁾、その安全性について安全対策調査会にて公開の評価が行われた。海外のこれらのワクチン接種時の死亡報告の頻度等も踏まえた検討が実施された結果、これらのワクチンと死亡との間に直

接的な明確な死亡との因果関係は認められておらず、これらのワクチン接種により得られるベネフィットは副反応のリスクを上回るものと判断された。なお、今後の副反応情報の収集状況により評価結果が変更となる可能性もあることから、今後も副反応の動向には十分な注意を払い、諸外国でのワクチン接種後の死亡例の報告状況を勘案し、6ヶ月の対 10 万接種あたり死亡報告数が因果関係の有無に関わらず 0.5 を超えた場合に専門家による評価を行い、速やかな対応を検討する旨が公表されている⁵⁾。

鎮痛目的で使用される鎮痛剤のように疾患の治療に使用される医薬品の場合には、個々の患者がその医薬品の効果を実感し易いが、個々の被接種者の感覚として感染症予防効果と言ったワクチンの効果については、なかなか感じ難い。ワクチンのベネフィットに関する情報としては、抗体価上昇に関するものが多いのが実情かもしれない。もちろん、抗体価上昇は、感染症予防効果を適切に反映する surrogate endpoint として、臨床試験等においてもワクチンの効果を評価する上で活用されている指標ではあるが、どの程度の抗体価上昇が感染症をどの程度予防するものなのかという関連性はなかなか説明がつきにくいかも知れない。実際にワクチン使用の有無により、どの程度、感染症が予防されるのかという情報を得ることがその直接的な説明をし得るツールとなるかも知れないが、感染症の発症頻度を鑑みた上で十分な検出力のある調査・試験を実施するためには、莫大な例数が必要となる場合が多く、その実施は容易ではなかろう。日々進歩している科学に基づき、また、関連する学会等とも連携する等、得られる叡智を最大限に活用しつつ、ワクチンのベネフィットについても更なるエビデンスを築き、適切なベネフィット・リスクバランスの評価を行うとともに、それらを皆で共有して行くことが重要である。

<参考文献>

- 1) 医薬品等安全対策部会安全対策調査会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000008fcs.html#shingi27>
- 2) 「新型インフルエンザワクチンに関する安全性

評価について」平成 21 年 11 月 21 日 薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会及び新型インフルエンザ予防接種後副反応検討会

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/11/s1121-2.html>

- 3) A 型インフルエンザ HA ワクチン H1N1 株（新型インフルエンザワクチン）の安全性に関する疫学研究結果概要

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001jqmw-att/2r9852000001jqwo.pdf>

- 4) 小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンを

含む 同時接種後の死亡報告と接種の一時的見合わせについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000014lko-att/2r985200000141pu.pdf>

- 5) 「小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの安全性の評価結果について」平成 23 年 3 月 24 日 医薬品等安全対策部会安全対策調査会・子宮頸がん等ワクチン予防接種後副反応検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000017imb-att/2r98520000017iq4.pdf>

トピックスⅡ

「ワクチンの国家検定への SLP 審査制度の導入」

内藤誠之郎、落合雅樹、藤田賢太郎、花田賢太郎*

国立感染症研究所 検定検査品質保証室

* 国立感染症研究所 細胞化学部

ワクチンの国家検定において、ロットごとの製造及び試験の記録等を要約した書類（製造・試験記録等要約書；Summary Lot Protocol；以下、SLP）を審査する制度が導入されることになりました。本稿では、その経緯についてご紹介します。

日本で販売される医薬品の有効性と安全性は、大きく三つの柱に支えられています。第一の柱は、製造販売承認審査であり、承認申請資料に記載されている臨床試験成績等に基づき、医薬品の有効性や安全性が厳しく審査されます。もう一つの柱は、GMP（Good Manufacturing Practice）の遵守です。GMP とは、原材料の入庫から製品の出荷に至るまでのすべての過程で、医薬品が適切に製造され、その品質が保証されるために、事業者が遵守しなければならない基準であり、基準に違反すると事業者は医薬品の製造販売ができません。三つ目の柱は、市販後調査です。例えば、対象人数が限られた臨床試験では見出されなかった副作用が、市販後、多くの人々に医薬品が使用されることで顕在化した場合、その重篤度によっては製品の回収や販売中止が行われます。

ワクチンの有効性と安全性は、上記三つの柱に国家検定というもう一つの柱が加わって支えられています。国家検定とは、その対象となっている医薬品の各ロットに対して製造販売業者が実施する品質管理試験の中から、いくつかの試験について国の機関がダブルチェックすることであり、薬事法施行規則により、ワクチンの検定機関として国立感染症研究所（以下、感染研）が定められています。医薬品のロットとは、

一製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された小分け製品の一群を意味し、我が国においては、ワクチンの各ロットに対して国家検定が行われ、検定に合格したロットのみが市場への出荷を許可（ロットリリース）されます。

日本において、現在のかたちでワクチンに対する国家検定が始まったのは、1947 年のことです。当時は、終戦後の混乱のなかで蔓延する感染症対策が急がれており、当時の厚生省及び連合国総司令部（G.H.Q）公衆衛生福祉局（P.H.W）において、防疫・予防・治療の問題が重要視されていました。一方、民間に数多くのワクチン製造所が設立され、品質不良ワクチンの取り締まりも急務でした。このような状況のなかで、国立予防衛生研究所（現、感染研）が設立され、ワクチンの国家検定を担当することになりました。当時は、薬局方収載医薬品については承認審査が免除されており、GMP の考え方もありませんでしたから、ワクチンの品質確保における国家検定の役割は大きかったものと想像されます。その後、1979 年に原則としてすべての医薬品について承認審査を受けることが義務づけられ、1980 年に医薬品 GMP が省令化されました。さらに 1997 年には生物学的製剤等 GMP が省令化されました。このように薬事制度が整備される一方で、ワクチン等の生物学的製剤については、その品質を確保するために、国家検定制度を維持することが必要と考えられました。

規制当局がワクチンのロットリリースを行う制度は日本独特のものではなく、世界中の多くの国々で採用されています。世界保健機関

(WHO)でも、ワクチンについては、1)健康人に接種されるものであること、2)品質不良が短期間には明らかになりにくいこと、3)品質不良の影響が大規模で深刻なものになる可能性が大きいこと、4)生物学的製剤として本質的に不安定で複雑な性質をもっており品質管理が難しいこと、5)試験に使われる標準品もまた、生物由来の不安定性と複雑性をもっていること、等の理由から規制当局によるロットリリース制度を推奨しています。

多くの国が規制当局によるワクチン・ロットリリース制度を持っていますが、そのしくみは必ずしも同じではありません。日本のように全ロットを国立機関が試験している国もありますし、書類審査のみを実施している国もあります。ワクチンの流通がグローバル化するにしたがい、このような国による制度の違いが問題になることが多くなってきました。そこでWHOは、国際的に流通するワクチンの品質を確保し、円滑な流通を促進するために、規制当局によるワクチン・ロットリリースに関するガイドライン¹⁾を制定しました。このガイドラインでは、規制当局によるロットリリースに際して、SLPを製造販売業者から提出させて、その内容が当該製品の承認事項に適合しているか否かを規制当局が審査することを必須としており、ダブルチェック試験は必要に応じて実施することを推奨しています。日本を含めて多くの国で、承認審査制度を医薬品の品質を確保する制度の中心に位置づけておりますので、ロットリリースにあたって、SLP審査により承認事項への適合性を評価することには一定の合理性があると思われまふ。日本では、承認審査制度が十分に整備されていない時代に国家検定が導入されました。そのためワクチンの種類ごとに国が基準を定め、国家検定では、この基準への適合性を国が実地に試験して確認することになりました。日本でも、製造販売業者が提出するロット毎の試験記録の精査は行っていますが、あくまでも試験を実施する際の参考資料としての位置づけでした。

WHOでは、ワクチンの品質を確保するための規制システムについて、国ごとに定期的なアセスメントを実施しています。2002年から2004年にかけて行われたアセスメントでは、SLP審査制度を導入していないことが指摘されました。その後、国家検定の国際的調和に関する調査・研究を行う研究班が厚生労働科学研究費補助金の医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業の一つとして2006-08年度及び2009-11年度の二期に渡って組織され調査研究が

行われました。調査を行った欧米及び近隣アジア諸国のすべての国において、ロットごとのSLP審査が実施されていることが明らかとなりました。本審査制度を日本に導入することの意義、導入した場合の審査機関及び審査に関連する法令の整備について、厚生労働省の担当者を交えながら研究班で討議が重ねられました。2010年秋から2011年春にかけて、我が国の国家検定の一部としてSLP審査制度を導入することについて検討が進み、厚生労働省より審査制度開始に必要なパブリックコメントの募集等が矢継ぎ早に行われました。2011年7月4日には、薬事法施行規則の一部改正²⁾が公布されて、国家検定にSLP審査制度を導入することが決められました。同改正により、厚生労働大臣の指定する生物学的製剤については、製造販売業者は、感染症研が製品ごとに定めた様式にしたがってSLPを作成し、検定申請書に添付することになりました。また、検定基準を定めている告示が改正³⁾されて、SLPを検定の審査対象とすることが規定されました。さらに、予防用のワクチンをSLP審査の対象とすることが告示⁴⁾されました。以上の改正の施行日は2012年10月1日とされており、それまでは、試行期間と位置づけられています⁵⁾。現在、円滑なSLP審査制度の施行に向けて、試行が進められているところです。

ワクチンは感染症の予防に大きな力を発揮します。SLP審査制度が、ワクチンの国家検定の向上につながり、日本の医薬品の品質を守る三つの柱、「承認審査」「GMP」「市販後調査」ともども、相互の適切な連携のもとに、有効性及び安全性の高いワクチンを安定して国民に供給する体制のさらなる整備に結びつくと考えられます。

参考文献

- 1) Guidelines for independent lot release of vaccines by regulatory authorities. WHO, 2010
- 2) 薬事法施行規則の一部を改正する省令、平成23年7月4日、厚生労働省令第八十七号
- 3) 平成23年7月4日、厚生労働省告示第二百二十四号
- 4) 薬事法施行規則第九十七条第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する生物学的製剤である医薬品、平成23年7月4日、厚生労働省告示第二百二十五号
- 5) 薬事法施行規則の一部を改正する省令等の公布に伴う試行期間の設置について、平成23年7月8日、薬食監麻発0708第4号

§ 第 16 回日本ワクチン学会学術集会のお知らせ（第 1 報）

第 16 回日本ワクチン学会学術集会を、パシフィコ横浜にて、2012 年 11 月 17 日（土）から 18 日（日）の 2 日間にて開催する事になりました。

学会のテーマは“Voyage and Challenge in Vaccine Development from Japan to the World”とし、日本が誇るワクチン学における基礎、臨床、開発研究及び製造技術を世界に発信し、日本から世界に向けてワクチン開発研究の情報発信と交流を目指すものであります。

会 長：清野 宏（東京大学医科学研究所）

会 期：2012 年 11 月 17 日（土）、18 日（日）

テーマ：“Voyage and Challenge in Vaccine Development from Japan to the World”

会 場：パシフィコ横浜（〒 220-0012 横浜市西区みなとみらい 1-1-1）

最寄り駅：みなとみらい線「みなとみらい駅」より徒歩 3 分

JR 線・市営地下鉄線「桜木町駅」より徒歩 12 分

（問い合わせ先）

東京大学医科学研究所炎症免疫学分野

事務局長 幸 義和

〒 108-8639 東京都港区白金台 4-6-1

TEL：03-5449-5272

FAX：03-5449-5411

§ 第 7 回（2012 年）日本ワクチン学会高橋賞・高橋奨励賞 応募要綱

第 7 回（2012 年）日本ワクチン学会高橋賞の候補者を公募いたします。応募希望者は下記の要綱に従ってご応募下さい。

応 募 期 間：2011 年 12 月 20 日（火）～ 2012 年 4 月 27 日（金）（必着）

※ 必ず配達記録の残るものでご応募下さい。

応募書類送付先：〒 169-0072 東京都新宿区大久保 2 丁目 4 番地 12 号新宿ラムダックスビル 10 階

（株）春恒社学会事業部内 日本ワクチン学会係

TEL：03-5291-6231/FAX：03-5291-2176

1. 本賞の趣旨

日本ワクチン学会高橋賞は、高橋理明先生の開発された水痘ワクチンが、財団法人阪大微生物病研究会によりほぼ全世界で実用化された事を記念し創設された。創設にあたり、同財団より高橋記念基金が当学会に寄贈された。日本ワクチン学会高橋賞は、本学会の創立趣旨に沿って学問的・実学的に卓越した貢献をされた方を授賞の対象とする。

2. 対象者

- 1) 本賞は本学会の創立趣旨に沿ってワクチンに関する基礎研究、臨床応用、製造開発、疫学研究において卓越した貢献をされた方を授賞の対象とし、学術功労賞である「高橋賞」と、若手奨励賞である「高橋奨励賞」の二つの賞を設置する。
- 2) いずれの賞も原則として本学会会員とする。
- 3) 「高橋賞」は、年齢制限を設けない。若手奨励賞である「高橋奨励賞」は 2012 年 1 月 1 日時点で 40 歳未満の者を対象とする。

3. 応募方法

以下の書類を揃えて(株)春恒社学会事業部内 日本ワクチン学会係まで、2012年4月27日(金)(必着)にてお送り下さい。

- 1) 本会所定の申請書【原本とコピー7部を添付】
- 2) 研究業績の要約(高橋賞2,000字以内、高橋奨励賞1,000字以内)【原本とコピー7部を添付】
- 3) 研究業績リスト(別紙1枚以内)【原本とコピー7部を添付】
- 4) 関連研究業績別刷(5編以内)各8部
- 5) 自薦の場合には本人の研究についての抱負、他薦の場合は本会会員の推薦状1通(双方ともにA4版1枚まで)【原本とコピー7部を添付】
 - ※1)～5)までを1セットとし、計8部を送付すること。
 - ※研究業績の要約の文中に、関連論文(研究業績リスト)の論文番号を記入すること。
 - ※応募書類は、当学会ホームページ(<http://www.jsvac.jp/>)よりダウンロードすること。

4. 選考と発表

- 1) 選考は理事長に加えて理事会で承認された学会員以外を含めた合計7名で構成する選考委員会で行い、委員会での決定事項は理事会での承認を必要とする。
なお、受賞者が選考委員会で決着を見ない場合は理事全員の意見を求める。
- 2) 受賞は原則毎年3名とし、高橋賞1名、高橋奨励賞2名とする。
- 3) 日本ワクチン学会総会にて理事長より賞状及び副賞を授与する。
- 4) 総会において受賞者による記念講演を行うとともに当学会が指定する刊行物に総説を発表する。
- 5) 受賞者には2012年8月末までに通知いたします。

§ 2011年度第1回日本ワクチン学会 理事会議事録

日時：2011年4月22日(金)17:00～19:00

場所：国立感染症研究所 共用第二会議室

出席者：倉根一郎(理事長)、石川豊数、庵原俊昭、岡田賢司、岡部信彦、奥野良信、尾崎隆男、城野洋一郎、清野 宏、西條政幸、中山哲夫、廣田良夫 各理事
古田真塩(記録(株)春恒社)

欠席者：鹿野真弓、高橋元秀、宮崎千明 各理事 荒川宜親、山西弘一 各監事

報告事項

1. 前回議事録の確認【資料：1】
倉根一郎理事長から2011年度第2回理事会議事録の報告がなされ、承認された。
2. 一般経過報告【資料：2】
倉根一郎理事長から2011年3月31日現在の会員数の現状を含む一般経過報告がなされた。
また、本年2月に本学会理事長および第3回学術集會会長を務められた神谷 齊先生が逝去されたことが報告された。第15回日本ワクチン学会総会において黙祷を行う。
3. 平成22年度一般会計中間報告【資料：3】
 - 1) 城野洋一郎財務担当理事から報告がなされ承認された。会費納入率が高く、健全に推移している。
 - 2) 監事2名が欠席のため、代理で倉根理事長から平成22年度会計監査報告がなされた。
4. 第14回日本ワクチン学会学術集會報告
岡部信彦前会長から参加者数の報告と御礼が述べられた。
5. 第15回日本ワクチン学会学術集會報告
中山哲夫次期会長から準備状況の報告がなされた。

会期：2011年12月10日（土）－11日（日） 会場：日本教育会館

6. Vaccine誌編集委員会報告【資料：6】

西條政幸担当理事（委員長）から2011年度第2回および2011年度第1回Vaccine誌編集委員会の開催報告、Vaccine誌への今後の掲載予定について、一部の委員の交代について報告された。

退任：浅野喜造（北海道大学）

荒川宜親（名古屋大学）

田代真人（国立感染症研究所）

新任：大石和徳（大阪大学微生物病研究所）

小西英二（神戸大学）

中野貴司（川崎医科大学附属川崎病院）

7. ニュースレター報告【資料：7】

高橋元秀ニュースレター担当理事が欠席のため、倉根一郎理事長からVol.21のゲラ刷りが提出され、掲載内容について報告がなされた。

8. 広報委員会報告【資料：8】

清野 宏担当理事（委員長）からホームページ更新と問合せ対応についての報告と、委員1名の就任報告がなされた。

再任：堀井俊宏（大阪大学微生物病研究所）

9. 高橋賞応募状況報告

倉根一郎理事長から、2011年12月1日～2011年3月31日まで公募を行い、1件の応募があった旨が報告された。

10. ワクチン推進ワーキンググループ活動報告

中山哲夫理事から、昨年末に持ち回り理事会に諮った「DPTワクチン接種に関する要望書」を本年1月に厚生労働省医薬食品局審査管理課長に提出し、4月に問合せを行ったところ、検討次第回答するとの返答が得られた旨が報告された。

11. 日本のワクチン歴史書出版事業の経過報告【資料：11】

石川豊数理事から、第2回および第3回編集委員会の内容と今後の予定、監修を山崎修道先生（財団法人日本ポリオ研究所理事長、元国立感染症研究所所長）に依頼した旨が報告された。

12. 公衆衛生関連学協会連絡協議会活動報告

中山哲夫理事から、平成22年度の総会が3月26日に開催予定であったが、震災の影響で延期となり、現在まで開催は未定である旨が報告された。

13. 予防接種推進専門協議会活動報告

西條政幸理事から、神谷 齊委員長が逝去されて以降、委員長不在のまま会合が開催されておらず、今後立て直しが必要であるとの報告がなされた。神谷 齊先生に代わる本学会からの委員として、尾崎隆男理事が選出された。

審議事項

1. 理事選挙管理委員の選出について【資料：14】

本年は選挙改選年度であり、現理事の中から委員長として岡部信彦理事、委員として西條政幸理事が選出された。また、倉根理事長から理事選挙実施要領（案）が示され、承認された。会員の現状を鑑み、理事の分野別定数を再検討してはどうかとの意見があり、継続審議とすることとした。

2. 会員名簿作成について【資料：15】

本年は名簿作成年度であるため事務局よりスケジュールと会員データ調査について（案）と名簿調

査票（案）が示され、承認された。

3. 高橋賞選考委員の一部改選および制度見直しについて【資料：16】
高橋賞選考委員3名の改選にあたり選挙を行い、清野 宏先生（再任）、奥野良信先生（再任）、庵原俊昭先生（新任）が上位得票である旨が報告され、承認された。（次点：岡部信彦先生）
制度見直しについては、本年度の選考委員会で検討を行い、次回理事会に案を提出することとした。
4. 多年度会費滞納者の退会処分について【資料：17】
3年以上会費滞納者（35名）の一覧が配布され、検討した結果、滞納者に再度会費請求を行い、本年3月末日までに入金のない場合は、退会処分とすることとした。
5. 第17回日本ワクチン学会学術集会について
第17回学術集会会長として庵原俊昭理事（国立病院機構三重病院）が推挙された。異議なく承認され、理事会から庵原理事を第17回会長として第15回総会に諮ることとした。
6. 学会ホームページの英文ページ作成について
清野 宏広報担当理事（委員長）から、2案の英文ページ作成案と見積書が提示され、ニュースレターを除いたほぼ全てのコンテンツを英文化する案を採用し、作業を開始することが承認された。
7. その他
 - 1) 清野 宏理事から以下の提示と検討依頼がなされた。
 - ① Vaccine Online の契約更新について
初回契約の5年が経過した旨が報告され、一部の契約内容を改正した更新契約案が提示された。
疑問点や意見がある場合は4月末までに清野理事に連絡し調整の上、5月上旬に契約更新を行う。
 - ② Vaccine Global Congress について
本年10月2～5日に開催される、5th Vaccine Global
大阪大学微生物病研究所から、大学院生等を対象とした見学会案内の掲載依頼を受けたことを機に、「大学、公的研究機関、ワクチン関連企業研究・人材育成プログラム紹介」のコンテンツを学会ホームページに新設し、広報委員会が承認した案内を掲載する案が提示され、承認された。
 - 2) 学術集会からの寄付について
岡部信彦第14回学術集会会長から、学術集会の余剰金150万円を学会に寄付したいが、100万円は補助金返金として学会会計へ、50万円は学会から東北関東大震災の被災地へ義捐金として送金することを希望する旨が述べられた。また、中山哲夫第15回学術集会会長からも、学会からの補助金100万円は学会に返金し、全額を同震災義捐金として送金することを希望する旨が述べられ、何れも承認された。

以上

平成23年4月22日（金）
日本ワクチン学会
理事長 倉根一郎

§ 2011年度第1回日本ワクチン学会 Vaccine 誌編集委員会議事録

日時：2011年4月22日（金）16：00～17：00

場所：国立感染症研究所 共用第三会議室

出席者：【委員長】西條政幸【委員】奥野良信、神谷 元、清野 宏、熊谷卓司、小西英二、谷口清州、多屋馨子、中山哲夫

【ワグサーバー】倉根一郎

【記録】古田真塩（（株）春恒社）

欠席者：【委員】大石和徳，中野貴司
【出版社】中島瑞穂 エルゼビア・ジャパン（株）

1. 前回議事録の確認【資料：1】

西條政幸委員長から前回議事録について報告がなされ、承認された。また、メール委員会で承認を行った一部の委員の交代につき確認を行った。

退任：浅野喜造（北海道大学）：前回委員会で承認

荒川宜親（名古屋大学）

田代真人（国立感染症研究所）

新任：大石和徳（大阪大学微生物病研究所）

小西英二（神戸大学）

中野貴司（川崎医科大学附属川崎病院）

2. Vaccine 誌への掲載原稿の進捗状況【資料：2】

以下の原稿の進捗状況の報告がなされた。

1) 2010 年度第 2 回委員会以降に掲載された原稿

医事新報社の原稿英訳（馬場先生）：Vol.29 Issue 16

2) 今後掲載予定のエルゼビア社入稿済み原稿

第 15 回学術集会学術集会開催案内（中山先生）

神谷齊先生追悼文（庵原先生）

3) 査読中論文

第 5 回高橋賞（富樫武弘先生）：査読担当 西條委員長、中野委員

3. 今後の掲載予定について

1) 第 14 回学術集会特別講演の抄録英訳（宮村先生） → 投稿を依頼済み。

2) 第 14 回学術集会招請講演 1 総括（Dr. Larry Pickering・神谷元先生） → Dr. Pickering から神谷先生に共著の提案があり、西條委員長の了承を得て共著での執筆を進めている。

3) 第 14 回学術集会招請講演 2 の抄録英訳（尾身先生） → 投稿を依頼済み。

4) 第 14 回学術集会シンポジウム 2 総括（富樫先生） → 投稿を依頼済み。

5) 第 14 回学術集会ワークショップの総括 → 鼻腔接種インフルエンザワクチンを中心に、長谷川秀樹先生（国立感染症研究所）に総説の執筆依頼を行う。

6) 第 1 回高橋賞受賞者の受賞研究についての総説（原稿担当：神谷先生） → 神谷齊先生の逝去に伴い掲載を取りやめる。

7) 第 2 回高橋賞受賞者の受賞研究についての総説（原稿担当：清野先生） → 投稿を依頼済み。

4. 今後の執筆依頼について

1) 第 6 回高橋賞受賞者（選考中）に受賞研究についての総説の執筆依頼を行う。

2) 瀬谷 司先生（北海道大学）、樗木俊聡先生（東京医科歯科大学難治疾患研究所）、改正恒康先生（(独) 理化学研究所）、本田賢也先生（東京大学）に腸内フローラの免疫系制御に関するレビューの執筆依頼を行う。

3) 森島恒雄先生（岡山大学）に第 14 回学術集会で複数セッションのあったインフルエンザに関する総括の執筆依頼を行う。

4) 学術集会の座長およびシンポジストには、予め Vaccine 誌への投稿を依頼する

5. Vaccine 誌における JSV ページ（50 ページ）の有効利用に関する委員長私案【資料：5】

委員長私案は、内容が原著論文に近い論文を invited paper（著者は 40 歳未満）として受付、編集委員会の責任で査読し、掲載の可否を決定するというものであった。しかし、本委員会ではこれについては継続審議とした。これまでの 5 年間で会員からの投稿は 1 編のみであり、JSV ページを有効に利用するために、当面、総説の投稿を受け付けることにし（査読はしっかりと行う）、それを会員に周知することに決めた。

6. その他

1) Vaccine 誌の購読と JSV ページの利用に関する契約更新について

2006 年度から開始した Vaccine 誌との契約（5 年間）の更新時期となり、エルゼビア社から提示された引き続き 5 年間の契約案を確認した。購読料の変更（\$ 40 → \$ 20）、使用可能枠の基準の変更（年間 50 ページ → 年間 6 ～ 8 本のレビュー掲載）および JSV ページには学会ロゴマークを掲載することが新たに追加された。理事会に諮り意義がなければ本内容で契約更新を行うこととした。

2) 次回の委員会について

6 月の臨床ウイルス学会時に開催する予定で調整を行う。

（5 月 18 日メール委員会にて、次回の委員会開催は 12 月の第 15 回学術集会時とすることを承認した。）

以上

平成 23 年（2011 年）4 月 22 日（金）
日本ワクチン学会 Vaccine 誌編集委員会
（担当理事）委員長 西條政幸

§ 年会費変更のお知らせ

2011 年 12 月 10 日の第 15 回日本ワクチン学会総会において、2011 年からの Vaccine 誌購読契約の更新により購読料が減額したことに伴い、年会費の変更が下記の通り承認されました。2012 年度会費より下記の金額と致します。なお、変更対象は個人会員のみとし、賛助会員会費は現状維持と致します。

正 会 員 会 費：10,000 円 → 9,000 円

学 生 会 員 会 費：3,000 円 → 2,000 円

日本ワクチン学会ニュースレター 第 21 号

2012 年 1 月 31 日発行

発行人 日本ワクチン学会

日本ワクチン学会事務局
〒 162-8640 東京都新宿区戸山 1-23-1 国立感染症研究所ウイルス第一部
日本ワクチン学会理事長 倉根 一郎

<http://www.jsvac.jp/>

<学会連絡先・入退会・住所変更・年会費>

〒 169-0072 東京都新宿区大久保 2 丁目 4 番地 12 号
新宿ラムダックスビル 10 階
(株) 春恒社 学会事業部内

日本ワクチン学会係

TEL : 03-5291-6231/FAX : 03-5291-2176/ E-mail : jsvac@shunkosha.com
